

持続可能な社会と更なる成長の実現に向けて

指定都市市長会と川崎市が
ともに目指す大都市制度

特別市

川崎市は
特別市を目指します！



川崎市



川崎市は、多様性と活力に満ちた都市として成長し、現在では155万人を超える方々が暮らす都市となりました。川崎というまちを育んできた市民の皆様一人ひとりがその歩みを重ねてきた結果であり、同時に、未来に向けて、より大きな責任を担う都市へと成長してきたものと考えています。

しかしながら、今、川崎市を取り巻く環境は大きな転換点を迎えています。全国的な人口減少の加速、深刻化する人材不足や地域間の偏在、自然災害の頻発・激甚化など、自治体運営が直面する課題はかつてないほど複雑化しており、もはや従来の制度や枠組みだけでは、こうした課題に迅速かつ柔軟に対応することが難しい状況となっています。

指定都市制度は創設から約70年、また、都道府県と市町村の二層制は135年以上もの間、大きな見直しが行われていません。現代の実情に即した制度設計が求められる中、川崎市をはじめ、全国20の指定都市は、新たな大都市制度である「特別市」の早期実現を目指しています。「特別市」は、住民に最も身近な基礎自治体が、市域における地方事務を一元的に担うことで、地域の実情に即した効率的・効果的な行政運営を可能とする新たな仕組みです。川崎市民155万人の暮らしを守り、未来へとつなぐ責任を果たすために、今後の都市運営に欠かすことのできない制度だと考えています。

川崎市は、将来を見据え、基礎自治体としての役割を着実に果たしながら、国・都道府県との適切な役割分担の下、周辺自治体とも連携を図り、日本全体の発展と地域の持続可能性に貢献してまいります。こうした取組を確かなものとするため、指定都市市長会と連携し、「特別市」の実現に向け、今後も全力で取り組んでまいります。

本冊子が、「特別市」への理解を深め、未来の川崎とともに描く契機となれば幸いです。

令和8(2026)年3月
川崎市長 福田 紀彦

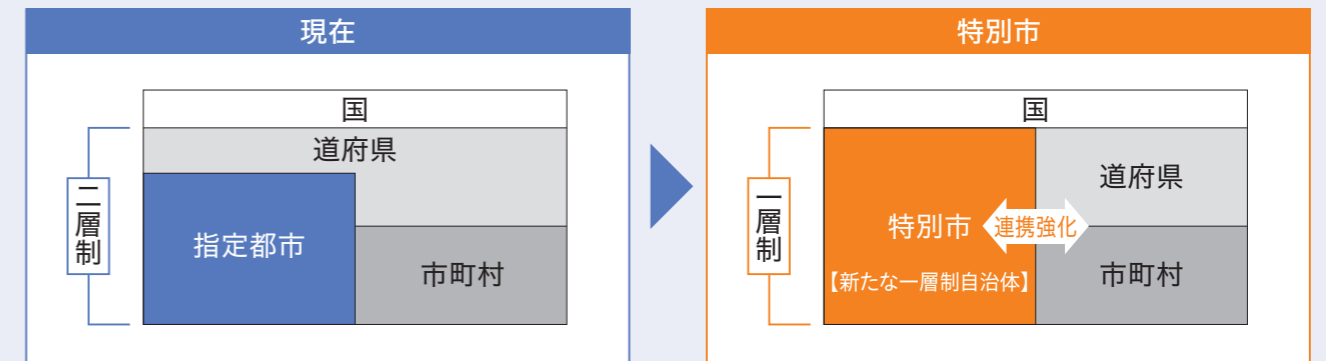
目次			
特別市の概要	1	5 特別市の実現により期待される効果	12
1 未来を拓く都市・川崎市	2	6 特別市の実現に向けた取組状況	16
2 我が国や川崎市を取り巻く状況	4	7 特別市に関する制度上の主な論点と現状の考え方	18
3 指定都市制度	8	8 特別市に関するQ&A	21
4 川崎市が目指す新たな大都市制度「特別市」	10	9 参考資料	23

特別市の概要

我が国は、少子高齢化や人口減少、東京都への一極集中、長期的な経済停滞などの危機的状況に直面しています。こうした変化は、地域の担い手をはじめとする地域資源の不足や偏在を招いています。

変化の激しい時代に、持続可能な形で行政サービスを提供し続けるためには、国・都道府県・市町村の役割分担を見直すとともに、地域課題に総合的かつ的確に対応できる新たな大都市の仕組みとして「特別市」制度の創設が必要となっています。

- 特別市とは、川崎市をはじめ、全国の指定都市が早期実現を目指している、新たな大都市制度です。
- 原則として、国が担う事務を除く、市域内における地方の事務を特別市が一元的に担い、効率的・効果的な行政運営を行うものです。
- 道府県に包含されない新たな一層制の地方自治体となります。



期待される効果

特別市が実現することにより、特別市の市民だけではなく、周辺市町村や都道府県、圏域、日本全体にわたってプラスの効果をもたらすことが期待されます。

市民への効果	周辺市町村や都道府県への効果
住民に身近な基礎自治体である特別市が行政事務を一元的に担うことで、二重行政を完全に解消し、効率的かつ機動的な都市経営を実現します。	周辺市町村との連携の強化や、都道府県と特別市との適切な役割分担によって、持続可能な行政サービスの提供につながります。
圏域への効果	日本全体への効果
特別市を中心とした自治体間の連携強化により、圏域の発展や地域全体の活性化、社会課題の解決につながります。	自立性の高い特別市が、その地域の特徴や強みを生かして国内外の大都市と競い合いながら発展していくことで日本全体をけん引し、多極分散型社会を実現します。

1 未来を拓く都市・川崎市

川崎市は、首都圏の中心に位置し、北は多摩川を挟んで東京都、南は横浜市に接する交通アクセスに優れた都市です。羽田空港に隣接し、品川駅などの広域交通結節点にも近い地理的優位性を生かし、産業・文化・暮らしが高度に融合した都市として発展を続けています。

臨海部をはじめ、国内有数の研究開発拠点や先端産業が集積し、環境技術、ライフサイエンス、ものづくり分野で国内外から高い評価を受けています。一方で、内陸部には多摩丘陵の豊かな自然、商店街や文化資源が息づき、多様なライフスタイルを支えています。



川崎臨海部



生田緑地



ミュージザ川崎シンフォニーホール



川崎市 藤子・F・不二雄ミュージアム

川崎市のプロフィール

人口	1,557,960人	年	主な出来事
世帯数	797,290世帯	大正13(1924)年	川崎町・御幸村・大師町が合併し、人口約5万人の川崎市が誕生
区	7区	昭和47(1972)年	指定都市に移行 翌年には人口が100万人を突破し、産業都市としても住宅都市としても発展を継続
面積	144.35km ²	令和6(2024)年	市制100周年の節目を迎え、市誕生から1世紀を経て、人口155万人を超える大都市へと成長
市の財政規模 (一般会計歳出額)	8,622億円 (令和6(2024)年度)		
財政力指数	1.06 (令和6(2024)年度)		

出典：川崎市「川崎市の世帯数・人口、区別人口動態、区別市外移動人口（令和8年3月1日現在）」



都市のにぎわいと暮らしが集まる成長拠点

川崎市は、エリアごとの特性を生かした多層的な都市力を強みとしています。

例えば、武蔵小杉エリアでは、大規模再開発によって商業・居住機能が高度に集積し、優れたアクセス性を背景に、企業立地や人材流入が進んでいます。都市的なにぎわいと生活利便性を兼ね備えた拠点として、川崎市の成長をけん引しています。



武蔵小杉のビル群

身近な商業が支える、活気あるまちの暮らし

市内各地の商業エリアでは、大型商業施設と地域密着型商店街が共存し、多様な消費・交流の場を創出しています。

こうした商業基盤は、市民生活を支えると同時に、地域経済の活力源となっています。



三井ショッピングパーク ラゾーナ川崎プラザ

未来をつくる臨海部の産業・イノベーション拠点

臨海部エリアは、日本有数の産業・研究開発拠点として、環境・エネルギー・素材・ライフサイエンス分野を中心に高い集積を誇ります。企業・大学・研究機関の連携によるオープンイノベーションが進み、新技術や新事業の創出を後押ししています。



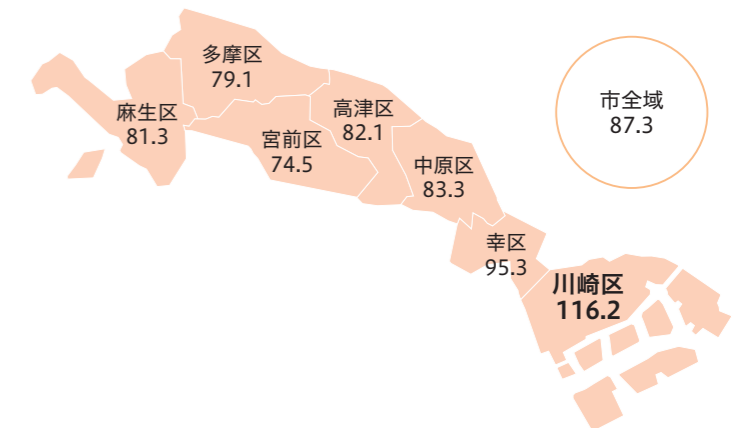
殿町国際戦略拠点 キングスカイフロント

川崎市の経済

市内総生産	5兆9,580億円 (令和4(2022)年度)
従業者数	578,007人 (令和3(2021)年)
製造品出荷額	4兆3,173億円 (令和5(2023)年)
小売業の年間販売額	1兆1,572億円 (令和3(2021)年)

出典：市内総生産：川崎市「川崎市市民経済計算 令和4年度(2022年度)」
従業者数：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」
製造品出荷額：経済産業省「2024年経済構造実態調査」
小売業の年間販売額：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」

昼夜間人口比率



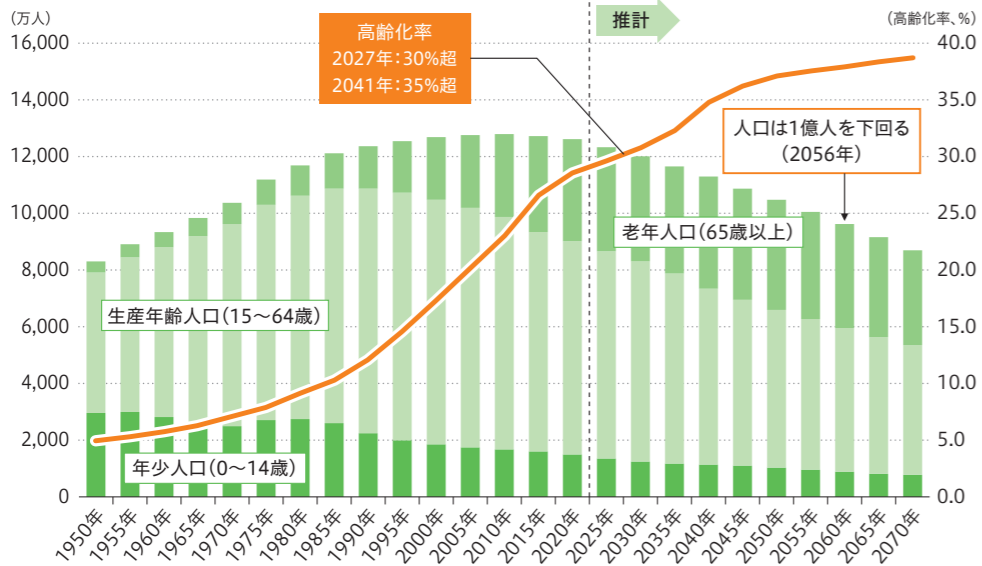
出典：令和2(2020)年国勢調査をもとに作成

2 我が国や川崎市を取り巻く状況

人口減少時代の到来

我が国では、これまで人口増加が続いてきましたが、これから本格的な人口減少時代が到来します。また、総人口に占める65歳以上の人口割合(高齢化率)は、今後も増加が見込まれています。

日本の人口推計

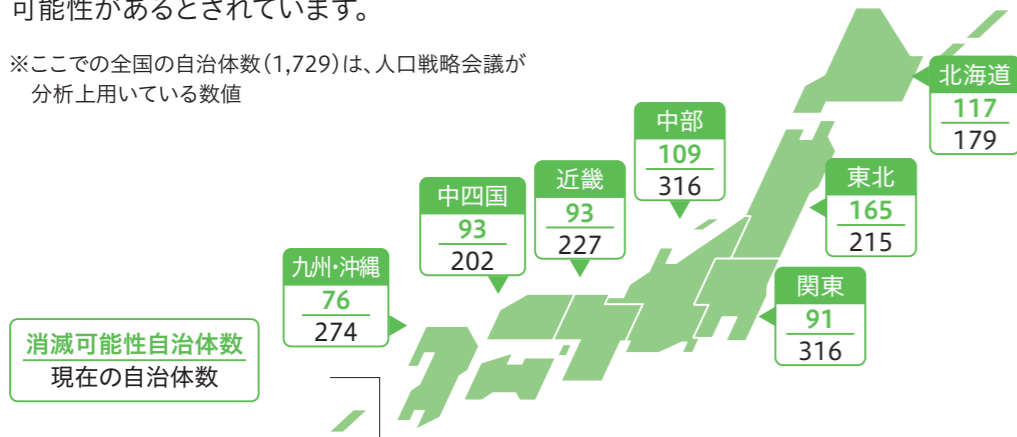


出典: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」、総務省「人口推計(長期時系列データ)」をもとに作成

消滅可能性自治体

「人口戦略会議」の分析によると、全国の自治体数(1,729)の約4割に当たる744自治体が将来消滅する可能性があると考えられています。

※ここでの全国の自治体数(1,729)は、人口戦略会議が分析上用いている数値

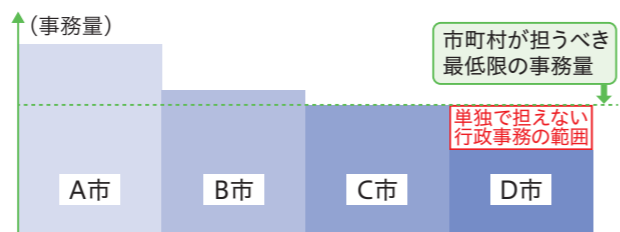


出典: 人口戦略会議「令和6年・地方自治体『持続可能性』分析レポート」をもとに作成

コラム 人口減少時代が及ぼす自治体運営への影響

人口減少時代においても、住民に身近な基礎自治体(市町村)が行政サービスを担い続けることが求められますが、今後は、単独の市町村では、対応が困難な行政事務が増加するおそれがあります。

今後は持続可能な形で行政サービスを提供していくためには、広域自治体(都道府県)や大都市が果たす役割も重要となります。

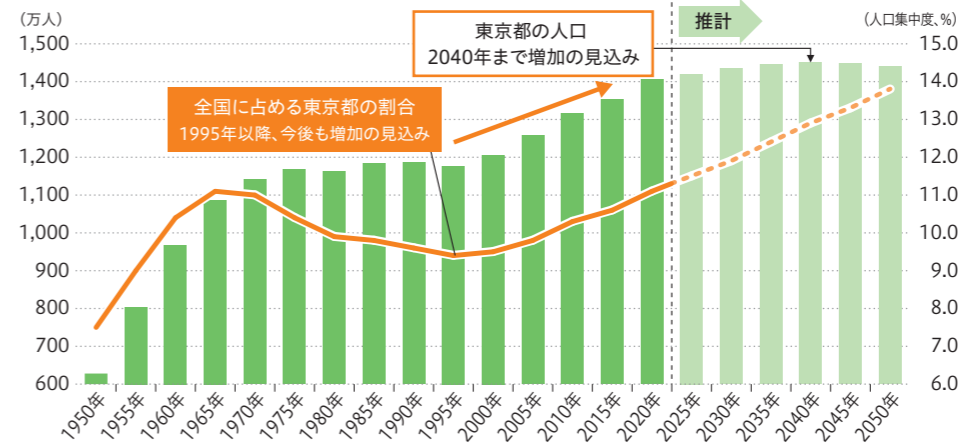


東京都への一極集中

日本全体で人口減少が進む中で、東京都の人口は今後も増加が見込まれており、東京都への一極集中はさらに進むことが想定されています。

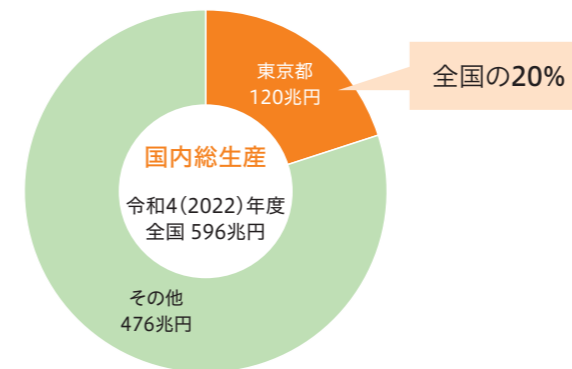
また、経済力については、全国に占める人口割合以上に東京都へ集中しているのが実情です。

東京都の人口の推移

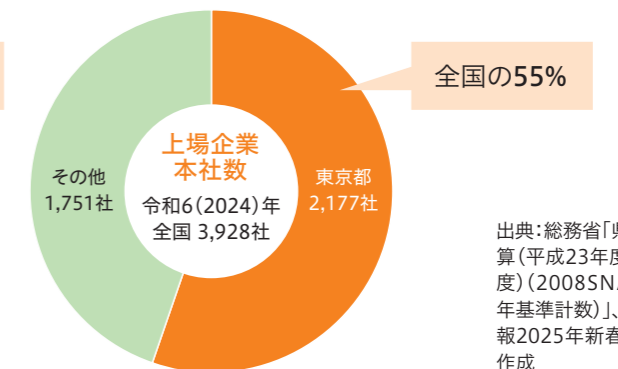


出典: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」、総務省「人口推計(長期時系列データ)」、東京都「人口動態統計(確定数)令和6年」をもとに作成

国内総生産に占める東京都の割合



国内の上場企業本社数に占める東京都の割合

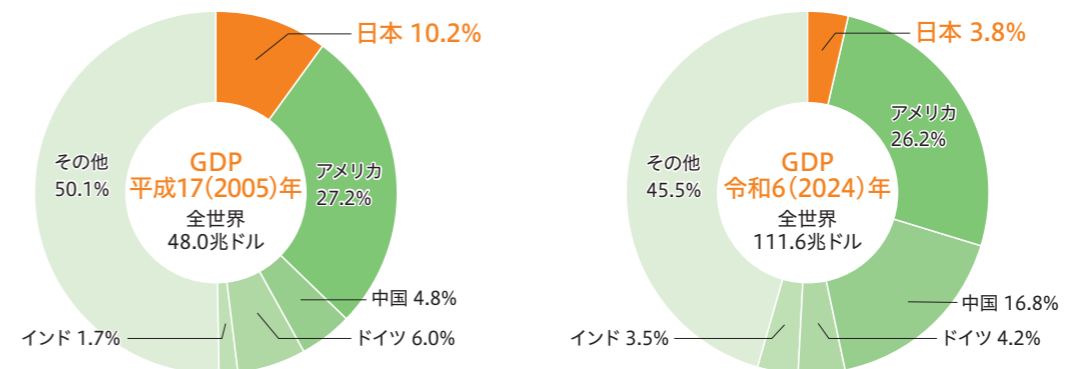


出典: 総務省「県民経済計算(平成23年度-令和4年度)(2008SNA、平成27年基準計数)」、「会社四季報2025年新春」をもとに作成

日本の経済状況

近年、世界における日本の経済的地位は低下傾向にあります。世界のGDP(国内総生産)に占める日本の割合はこの20年間で半分以下に低下しています。

世界のGDPに占める日本の割合の変化



出典: 内閣府「2024年度(令和6年度)国民経済計算年次推計」、参考資料をもとに作成

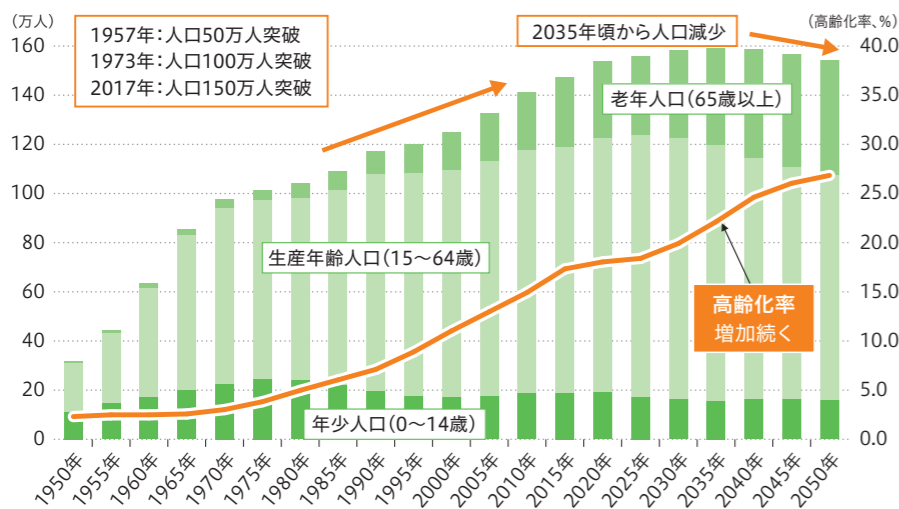
川崎市の人口推計

川崎市はこれまで人口増加が続いていますが、2035年頃から人口減少に転じることが予想されています。

高齢化率は全国平均と同様に上昇し、高齢者数の増加割合については全国平均や神奈川県全体を上回ることが予想されています。このため、医療や介護の充実をはじめとする高齢化への対応について、今後、より戦略的な取組が必要となります。

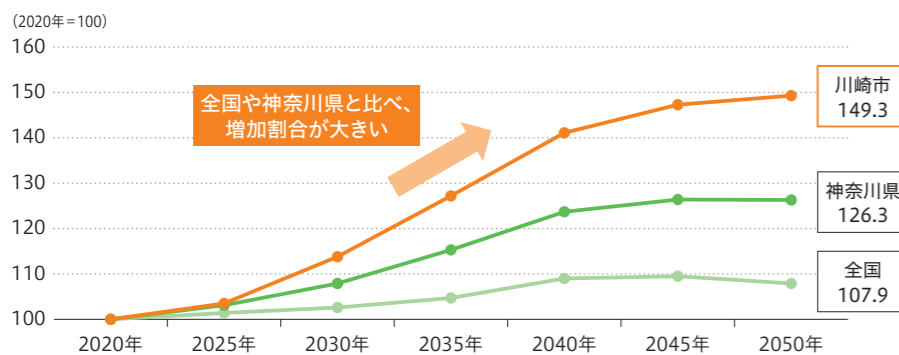
川崎市の人口動態は、社会増が中心となって推移しており、今後も持続可能なまちであり続けるためには、市民や企業から選ばれる魅力あるまちづくりを進めていくことが重要となります。

川崎市の人口推計



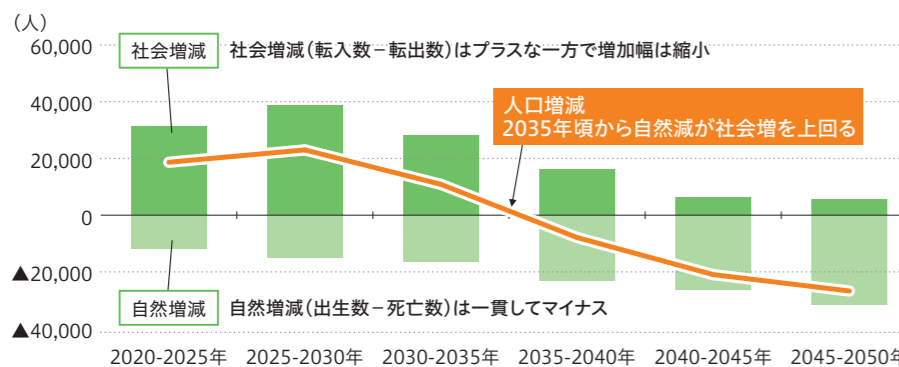
出典：川崎市「川崎市総合計画の改定に向けた将来人口推計」(令和7(2025)年)、川崎市「長期時系列データ(人口)」(令和7(2025)年)をもとに作成

高齢者数の増加割合



出典：川崎市「川崎市総合計画の改定に向けた将来人口推計」(令和7(2025)年)、川崎市「長期時系列データ(人口)」(令和7(2025)年)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」及び「日本の地域別将来推計人口 令和5(2023)年推計」をもとに作成

川崎市の人口動態



出典：川崎市「川崎市総合計画の改定に向けた将来人口推計」(令和7(2025)年)をもとに作成

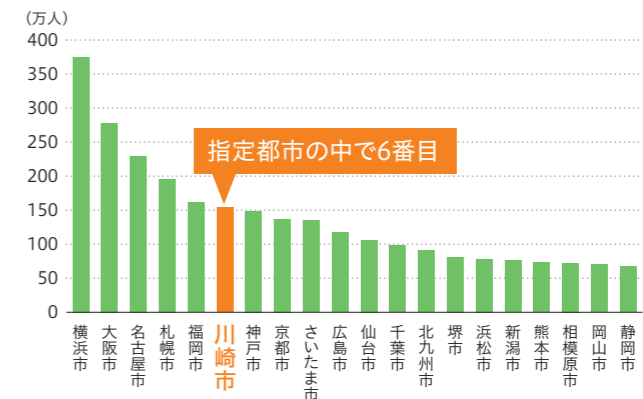
川崎市の人口規模

指定都市・都道府県との人口比較

川崎市の人口は150万人を超え、20の指定都市の中では6番目となっています。

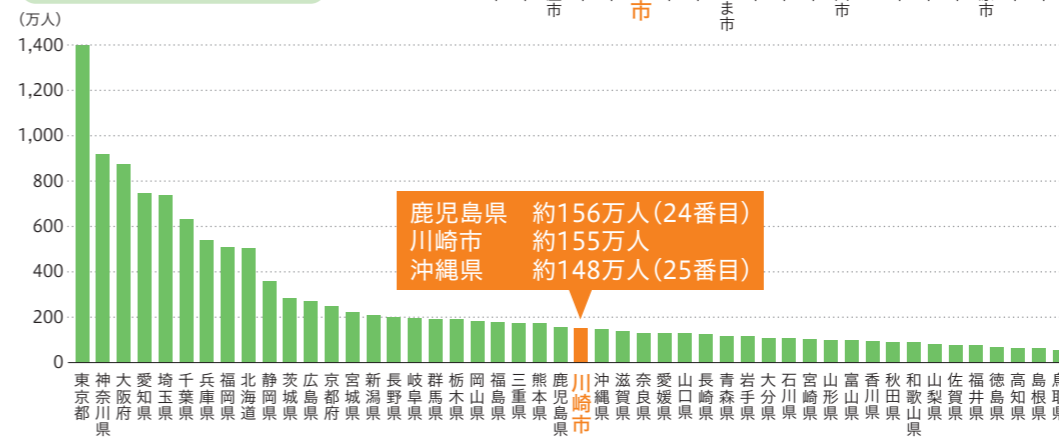
また、47都道府県と比較しても同程度の人口規模を有しています。

指定都市の人口規模



出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(令和7年1月1日現在)」、川崎市「川崎市の世帯数・人口、区別人口動態、区別市外移動人口(令和7年1月1日現在)」をもとに作成

都道府県と川崎市の人口規模

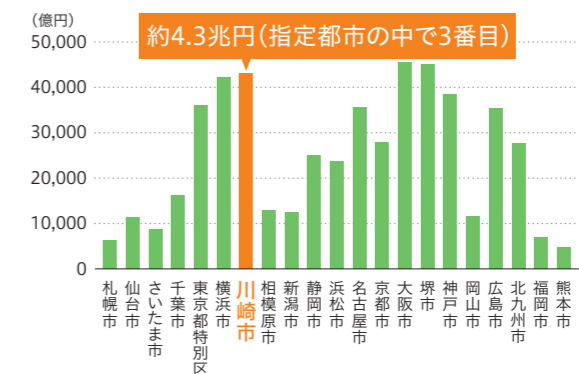


川崎市の産業

製造品出荷額

川崎市の製造品出荷額は、指定都市の中で3番目と、全国有数の規模を誇っています。

このような産業基盤を背景に、川崎市は、今後も日本の製造業を支える重要な役割を担うことが期待されています。

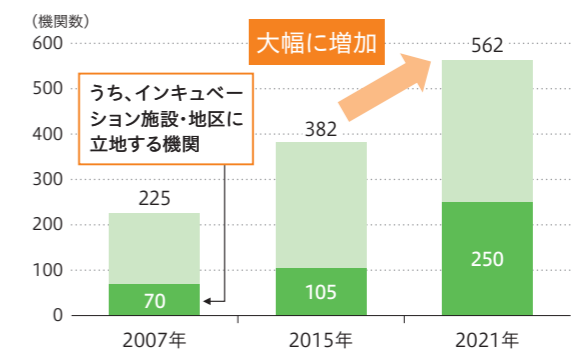


出典：経済産業省「2024年経済構造実態調査」をもとに作成(金額は令和5(2023)年の数値)

川崎市内の研究開発機関の数

川崎市では、「新川崎・創造のもり」やキングスカイフロントなどの研究開発拠点の整備等を進めてきています。

日本の成長戦略をけん引するため、川崎市が担う研究開発機能の重要性は高まっており、今後もその取組を充実・拡大していくことが望まれます。



出典：川崎市「令和3(2021)年 研究開発に関する調査」をもとに作成

3 指定都市制度

地方自治制度と大都市制度の歴史

社会状況が大きく変化する一方で、明治時代以降、我が国の地方自治制度や大都市制度は長きにわたり抜本的な見直しが行われていません。



指定都市制度の概要

指定都市とは、地方自治法に規定されている「政令で指定する人口50万以上の市」をいいます。全国には現在、川崎市を含めて20の指定都市があります。

指定都市は、一般市と比べて事務配分や国・道府県の関与、行政組織等に制度上の違いがあり、住民に身近な行政サービスの大部分を担っています。



指定都市の事務の領域

<ul style="list-style-type: none"> ● 国道(指定区間外)の管理 ● 市街地再開発事業の認可 ● 県道の管理 ● 都市計画の決定(区域区分) ● 教職員の任免、給与の決定 ● 教職員定数の決定 ● 養護老人ホームの設置認可・監督 ● 県費教職員の研修 ● 屋外広告物の条例による設置制限 ● 土地区画整理組合の設置認可 ● 汚染土壌処理業の許可申請の受理及び許可 	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定都市にも権限のない事務 ● 都市計画区域の指定 ● 医療計画の策定 ● 警察 など
指定都市	道府県の事務
中核市	指定都市にも権限のない事務
施行時特別市	指定都市にも権限のない事務
一般市	指定都市にも権限のない事務

指定都市制度の課題

課題1 指定都市に移譲されている事務が部分的であり、道府県との役割分担が不明確

指定都市に移譲されている事務が部分的であり、道府県による指定都市への関与が依然として残されていることに加え、道府県との役割分担が不明確な分野も存在しています。

その結果、指定都市が自らの判断と責任で行政事務を処理する上で、制度的な制約が生じています。

分野の例

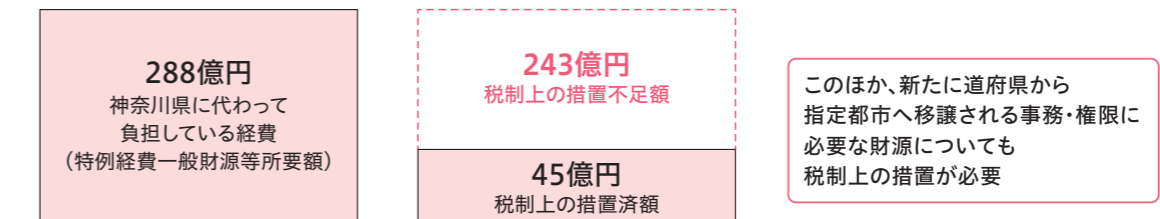


課題2 指定都市の役割に見合った税制上の措置が不十分

指定都市は、事務配分の特例により道府県に代わって処理することとされる事務(以下「大都市特例事務」という。)を担っていますが、事務に見合う必要な財源については、税制上の措置が不十分となっています。

また、指定都市の市民は、大都市特例事務に係る行政サービスを指定都市から受けているにもかかわらず、その経費を道府県税として負担しており、応益原則に反し、受益と負担の関係にねじれが発生しています。

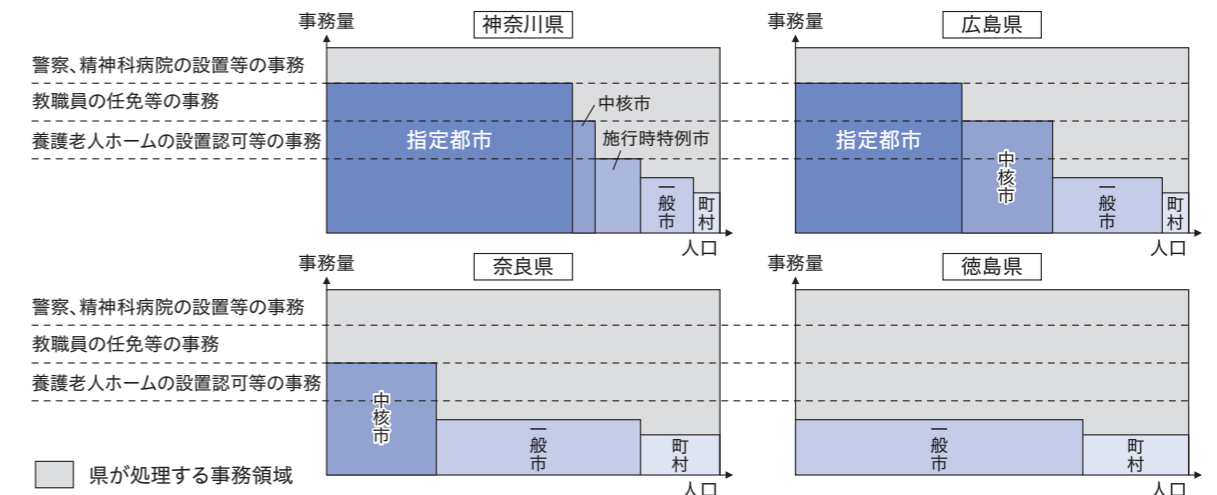
大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額



※県費負担教職員の給与負担に係る経費を含まない。金額は川崎市の令和7年度予算に基づく概算による。

コラム 都道府県によって異なる事務領域

都道府県が担う事務の領域は、市町村によって異なります。神奈川県には、3つの指定都市の他に、中核市が1市、施行時特別市が5市あるため、市町村が処理する事務の範囲が大きく、神奈川県が処理する事務の領域は、他県に比べて相対的に小さくなっています。



出典: 第32次地方制度調査会 第29回専門小委員会資料をもとに作成
※人口は2015年国勢調査

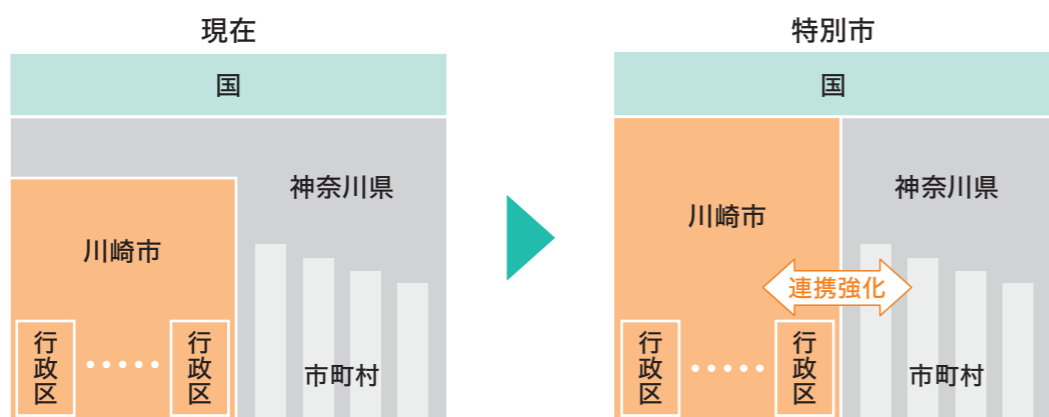
4 川崎市が目指す新たな大都市制度「特別市」

我が国や川崎市を取り巻く社会経済状況、現在の地方自治制度と指定都市制度が抱える課題を踏まえ、川崎市は「特別市」を目指しています。

川崎市が目指す「特別市」

特別市は、県に包含されない一層制の地方自治体です。

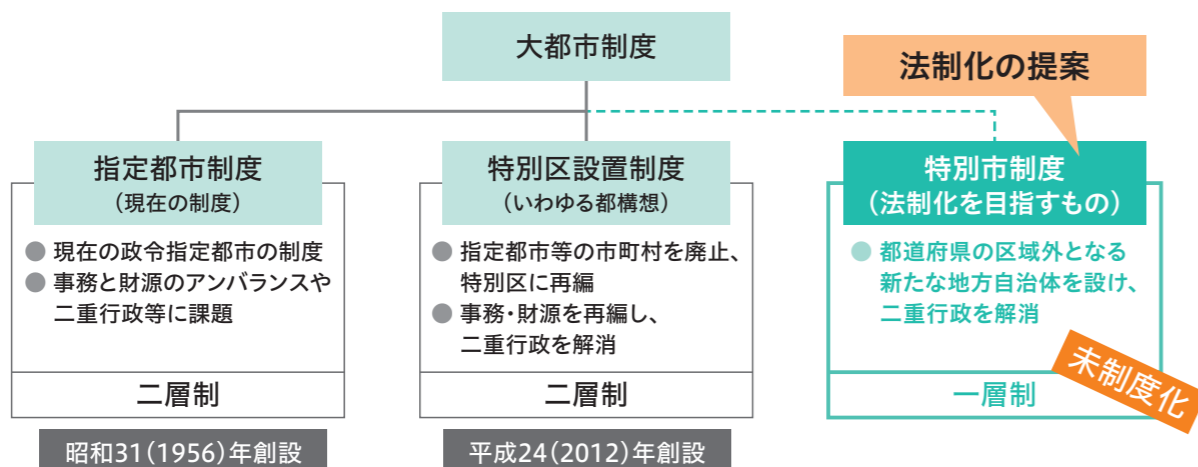
現在、県が川崎市域において実施している事務と、基礎自治体として川崎市が担っている事務を統合し、住民に身近な川崎市が一元的に担うことで、効率的かつ機動的な行政運営や政策展開をできるようにするものです。



新たな大都市制度の創設

特別市制度は、特別区設置制度と同様に二重行政の解消を図ることができる制度ですが、都道府県の区域外となる新たな地方自治体を設け、都道府県の事務・権限を担う点に特徴があります。

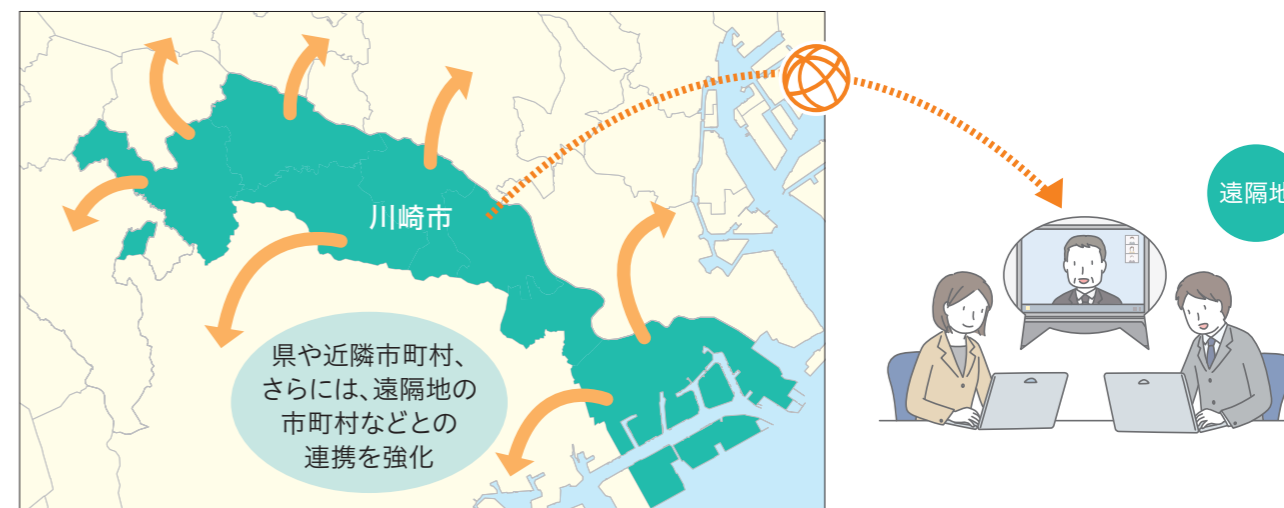
川崎市では、全国の大都市が地域の実情に応じた大都市制度を選択できるようにするため、指定都市市長会等と連携し、特別市制度の創設に向けて取組を進めています。



人口減少時代に特別市が果たすべき役割と期待

人口減少時代において、我が国の危機的状況が見込まれる中、特別市は、行政サービスの充実や都市の成長による成果を市域内にとどめることなく、周辺地域をはじめ、市域外にも広く還元していく役割を果たします。

また、特別市には、自治体間の連携を強化し、様々な行政課題の解決を図りながら、圏域全体の発展をけん引していく役割も期待されています。



人口減少時代を見据えた持続可能な社会の実現

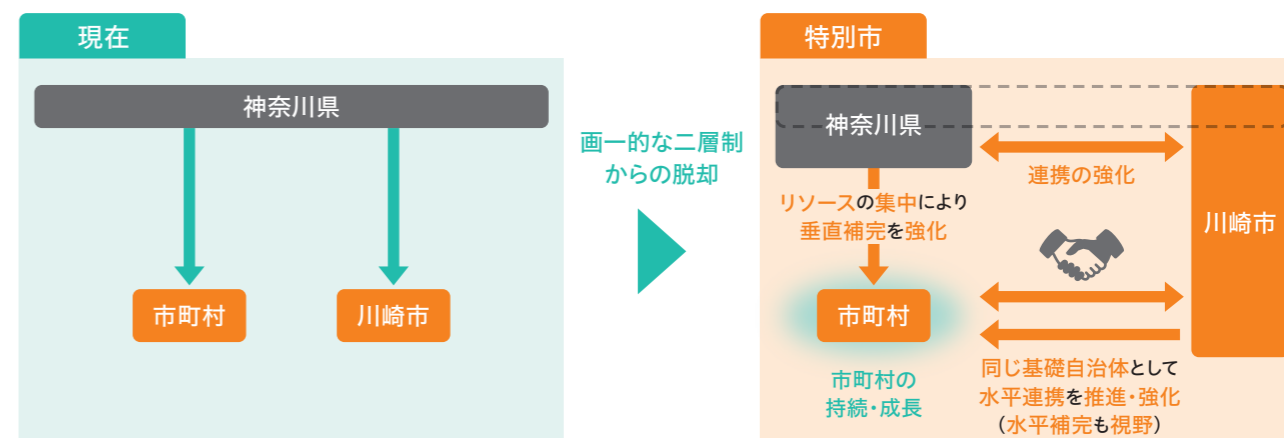
人口減少時代を見据え、持続可能な社会を実現するためには、都道府県と特別市が強みを生かし、それぞれの役割に注力しながら、相互に連携し、厳しい条件下にある市町村を複層的に支援していくことも必要となります。

特別市 周辺自治体等との水平連携の中心的な役割を果たす。

都道府県 基礎自治体同士の広域連携が困難な地域の垂直補完にリソースを重点化する。

※特別市は、将来的な周辺市町村等への水平補完も視野に取組を進める。

特別市の実現による持続可能な行政サービス提供の姿

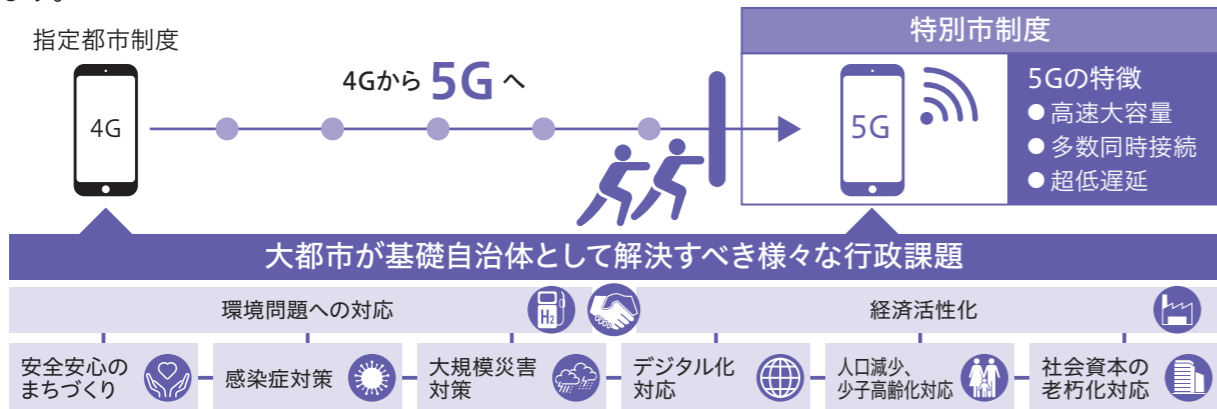


※広域連携を一層促進するためには、特別市と都道府県が共同で事務処理を行う仕組みや特別市を中心とした広域連携の仕組みの構築など、国における大胆な制度改革も視野に入れて、更なる広域連携を促進する必要があります。

5 特別市の実現により期待される効果

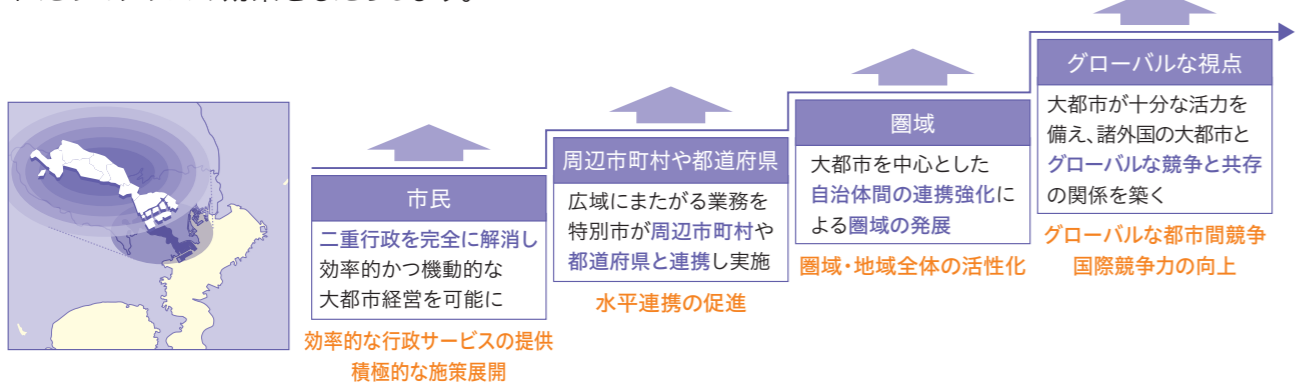
特別市の実現はプラットフォーム改革

特別市の実現は、市民サービスをさらに良くするためのプラットフォーム改革(仕組みづくり)です。暮らしに身近な市民サービスについて、これまで以上に迅速かつ効率的に提供することができるようになります。



特別市がもたらす効果の波及

特別市が実現することにより、特別市の市民にはもちろん、周辺市町村や都道府県、圏域、日本全体にわたってプラスの効果をもたらします。



コラム 大都市に求められる役割

特別市の実現によって、大都市としての役割をこれまで以上に果たすことが可能となります。



期待される具体的な効果

指定都市市長会では、「多様な大都市制度実現プロジェクト報告書」の別冊資料(令和7(2025)年11月)において、特別市の実現による効果事例集をとりまとめています。



特別市が実現すると、次のような効果が期待されます。

事務の一元化によって、より効率的・効果的な行政サービスの提供が可能となります。

県と市で分かれている事務を特別市が一元的に担うことで、行政サービスを一体的に提供できるようになるとともに、地域の実情に応じたきめ細やかな対応が可能となります。

また、迅速な意思決定や国との直接的な協議・調整も可能となります。



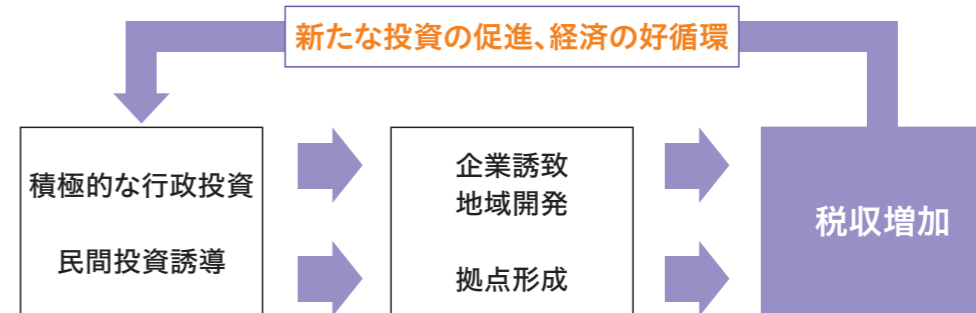
分野の例



魅力ある好循環なまちづくりが進みます。

現在は、都市の成長に向けた投資によって生じた税収効果の一部が県の税収となるため、投資の成果を次の施策へ十分に循環させることが難しい状況にあります。

特別市の実現により、財源を市に一元化できるようになることで、都市の将来を見据えた行政投資などを計画的かつ戦略的に展開することが可能となり、都市の成長と行政サービスの向上を一体的に進める好循環なまちづくりを推進できます。



県内での持続可能な行政サービスの提供が可能となります。

特別市の実現により、県は、大都市以外の県内市町村に対する補完・支援に、これまで以上に注力することができるようになりますと期待されます。

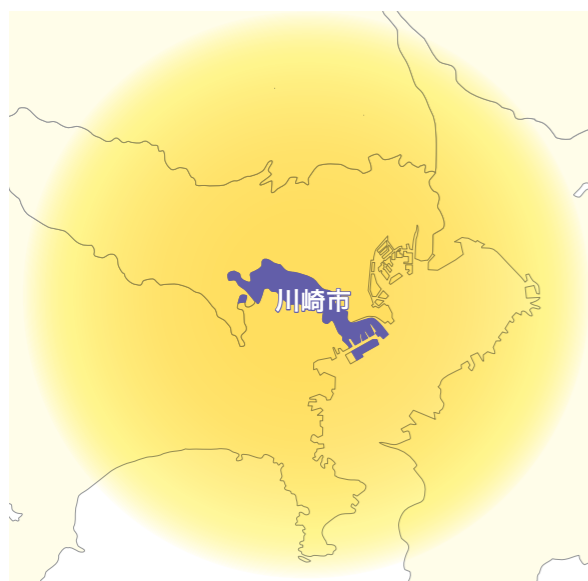
それに加え、県内市町村にとっては、同じ基礎自治体である特別市との連携も活用することができるようになります。

これにより、持続可能な行政サービスに向けて、多様な支援と協力を組み合わせた効果的な取組を進めることが可能となります。



圏域における自治体連携の推進が図られます。

特別市が圏域の中核として機能することで、行政課題に応じて圏域を柔軟に設定することが可能となり、県や周辺自治体等との水平連携を進めることにより、圏域全体の維持・活性化が期待されます。



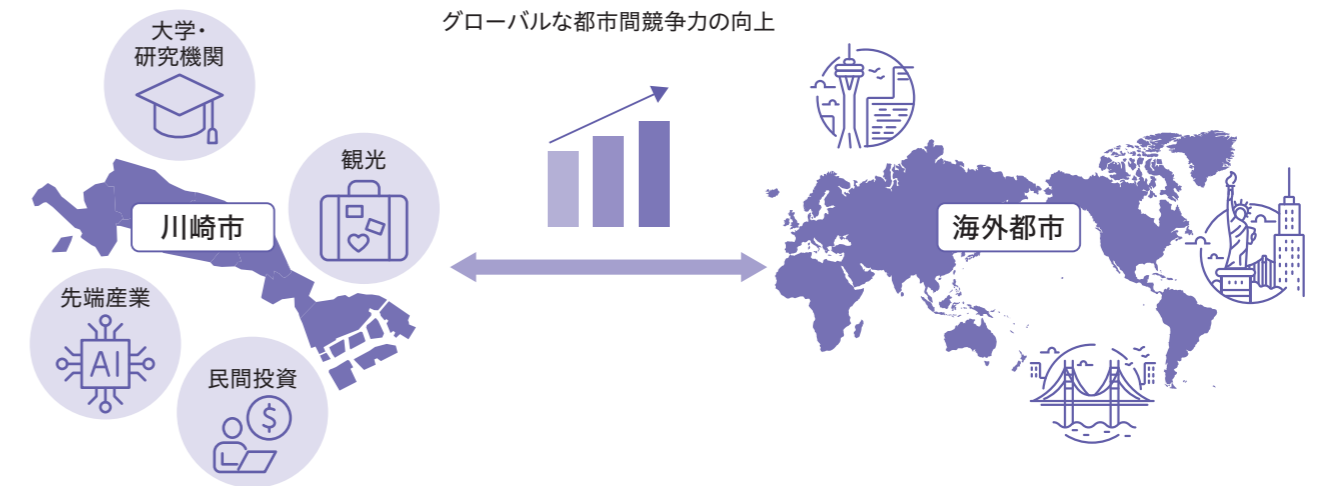
基礎自治体として解決すべき様々な行政課題			
安全安心のまちづくり	大規模災害感染症対策	医療・介護	環境問題
産業・テクノロジー労働力	デジタル化対応	子育て・教育	インフラ公共交通

自治体間の連携強化によって行政課題を解決しながら、圏域を発展

グローバルな都市間競争力を高める基盤となります。

特別市が国や企業等との調整役の中核を担い、都市や圏域が抱える先進的な課題の解決に向けた実証の展開や、国の規制改革に関する積極的な提案を行うことで、先端都市として都市の魅力を高めていくことができます。

また、特別市として都市が成長することにより、地域の特徴・強みを生かした分野での海外都市との競争や共存をより一層展開することが可能となります。



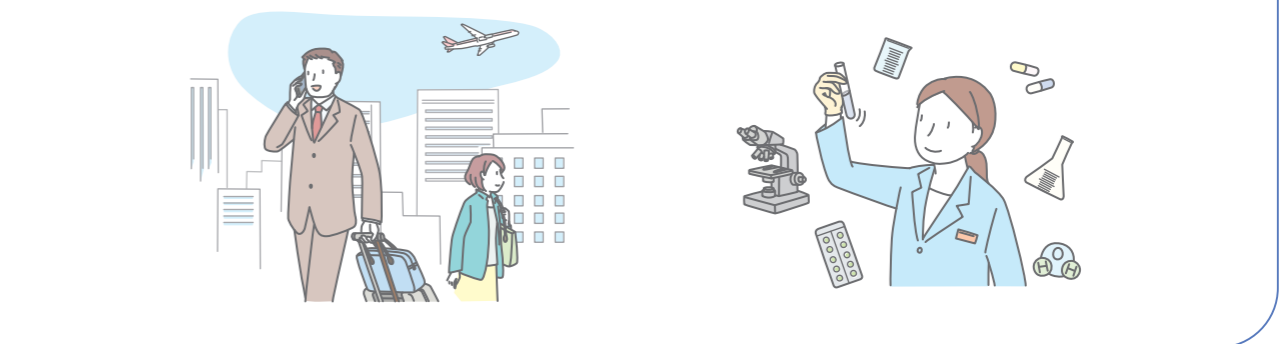
コラム 特別市がもたらす経済的なインパクト

川崎市では、特別市への移行によってもたらされる経済効果について試算を行い、その結果を令和7(2025)年6月に公表しています。

川崎市においては、年間634億円の経済波及効果と、4,042人の雇用創出効果が生み出されるものと試算しています。

また、これらの効果は、市内にとどまらず、市外を含む圏域全体においても同程度の効果を生み出すことが見込まれています。

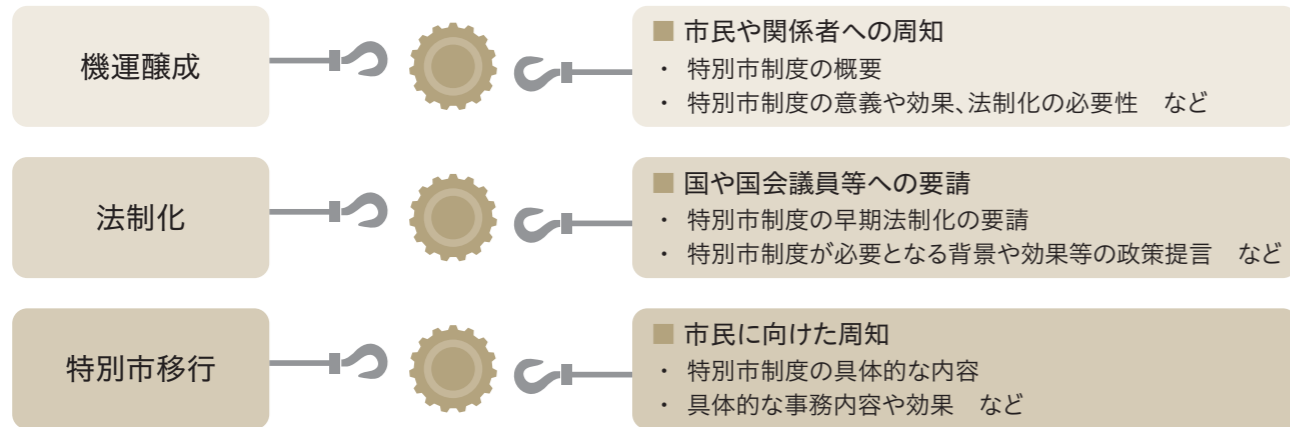
経済波及効果	市内における経済波及効果 634億円	圏域における経済波及効果 576億円
雇用創出効果	市内における雇用創出効果 4,042人	圏域における雇用創出効果 4,284人



6 特別市の実現に向けた取組状況

特別市の実現に向けたステップ

特別市の実現に向けては、各段階において、様々な関係者の方々に特別市制度への理解を深めていただき、実現に向けた協力を得ていくことが重要です。そのため、川崎市では、実現プロセスに応じて市民の方々の情報提供や関係者への要請活動などの取組を進めています。



関係団体と連携した取組

指定都市市長会との連携

全国の20の指定都市の市長で構成される指定都市市長会では、「多様な大都市制度実現プロジェクト」を設置し、特別市制度の法制化に向けて、国等への要請や政策提言、関係団体との意見交換等を行っています。



指定都市を応援する国会議員の会との連携

党派の枠を超えて構成される「指定都市を応援する国会議員の会」と指定都市市長会では、特別市制度の必要性について意見交換を行うなど、連携した取組を進めています。



神奈川県内三指定都市の取組

神奈川県には、47都道府県の中で、唯一3つの指定都市があり、川崎市、横浜市、相模原市の3市が連携して、特別市の法制化に向けた取組を進めています。市議会との意見交換も重ねながら取り組んでいます。



県内三政令市市長・正副議長懇談会

市民等への広報の取組

川崎市では、特別市制度の周知のため、市民の方々に向けた様々な広報活動を行っています。

イベント等での周知・説明

市民の方々を対象に、出前説明会、イベント出展、シンポジウム等の様々な機会を通じて周知活動を実施しています。



出前説明会

イベント出展

市民参加型トークセッション

特別市を紹介する広報物

幅広い市民の方々に知っていただくため、様々な広報物を作成し、周知しています。



漫画を用いた説明チラシ

解説動画の配信



出前説明会の御案内

川崎市では、職員が市民の方々のもとにお伺いし、特別市について説明する「出前説明会」を実施しています。特別市への理解を深めていただく機会として是非御活用ください。



7 特別市に関する制度上の主な論点と現状の考え方

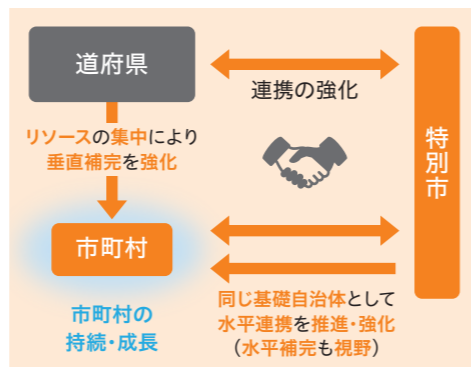
特別市は、新たな地方自治体の仕組みとなるため、次のような制度上の論点が挙げられています。この論点に対して、指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト報告書」(令和7(2025)年11月)を踏まえた現状の考え方を御紹介します。



1 県が行う県内の総合調整機能への影響

考え方

- ▶ 特別市に移行した場合、県が総合調整を行う対象の市町村は変更となりますが、**市町村へのバックアップ**という観点では、対象市町村が減少することにより、県が補完・支援に一層注力できることになり、**むしろプラスに働くもの**と考えます。
- ▶ 地域資源の分配・活用という観点では、特別市が県や市町村と直接的な水平連携を行うことにより、**特別市が有する地域資源を効果的に活用することが可能**になると考えています。
- ▶ 特別市の移行に当たっては、**県と事前に十分に協議し、円滑な移行を図ることを想定しているため、県が行う県内全体の総合調整機能に支障が生じることはないもの**と考えます。



2 県や県内自治体への財政面での影響

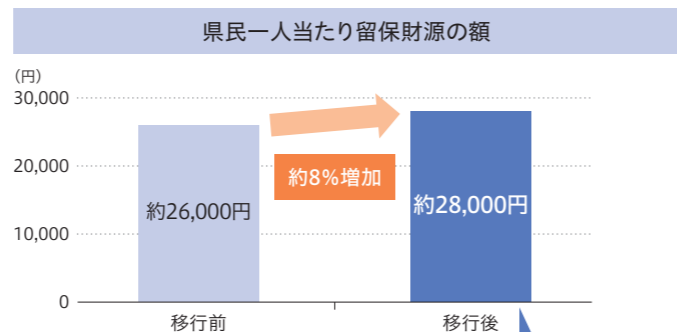
考え方

- ▶ 現行制度では、地方税財政制度を通じて、県・市それぞれの役割や事務に応じた財源配分が行われています。このため、現行制度を前提とすれば、特別市が県の区域外となった場合であっても、**県・市の双方の事務に見合う税財源が確保されるため、県の標準的な財政運営に支障をきたすことはなく、残存する市町村に対する直接的な影響もないもの**と考えています。
- ▶ 仮にそうした調整を行った上でも、**財源配分に著しい不均衡が生じる場合には、行政サービスの提供に支障が生じることのないよう、調整が行える仕組みを導入する必要がある旨を国に提案**しています。

補足

【留保財源について】

- 神奈川県「特別自治市構想に対する神奈川県の見解」では、川崎市・横浜市・相模原市の3市が特別市に移行することで、県の独自の行政サービスの財源としている「留保財源」が約1,500億円減少するため、県の行政サービス水準は低下するとされていますが、この見解については、これまで指定都市に対して留保財源を活用して実施してきた県単独補助等の歳出も不要となることを考慮する必要があります。
- 上記見解で示されている数値を県民一人当たりへ換算すると、県の県民一人当たり留保財源の額は約26,000円から約28,000円に**むしろ増加**することになるため、影響の大きさは精査する必要があります。



3指定都市が特別市に移行した場合の神奈川県の県民一人当たり留保財源の額は、約2.6万円から**約2.8万円に増加**

3 市民の声の市政への反映(住民代表機能への影響)

考え方

- ▶ 特別市は、一層制の自治体として大都市の行政運営を行うため、**住民意思をより的確に市政へ反映していくことが求められます。**
- ▶ そのため、**大都市の一体性を確保し、迅速な意思決定を可能とすることを考慮しながら、区における住民代表機能の強化・担保を図るとともに、区行政に対する議会の意思決定機能やチェック機能を強化する必要がある**と考えます。
- ▶ また、こうした取組に加え、市民ニーズの多様化やDXの進展など、地域社会を取り巻く環境の変化を踏まえた検討を行う必要があります。



補足

指定都市市長会では、区の住民代表機能を強化・担保し、区行政に対する議会の意思決定機能やチェック機能を強化する手法として、右の事項の検討を前提とすることとしています。

- 区内選出の市議会議員で構成する区の常任委員会等の設置
- 区長について、議会同意が必要な特別職化

※市議会にも多様な見解があると考えられることから、検討には引き続き十分な議論が必要であると考えています。

4 県有施設の移設や費用への影響

考え方

- ▶ 県有施設の移設や移設費用等については、特別市が法制化された後、移行に向けた協議の中で、**県・市間で協議することになります。市民・県民の利便性等の観点から、当面は、特別市にそのまま配置することも考えられます。**
- ▶ 移設等を行う場合には、一時的にコストがかかる可能性があります。人口減少社会を見据えた**公共施設の適正配置を考える契機**となるとともに、高度経済成長期に整備された公共施設が更新や見直しの時期を迎える中で、**将来的には維持管理コストの縮減などにつながる効果も見込まれます。**



5 警察事務に関する考え方

考え方

- ▶ 警察事務の具体的なあり方については、特別市制度に見合った制度設計とする必要があることから、今後国と協議を進めていく必要があると考えていますが、特別市は、道府県の区域外となることから、警察事務も一元的に引き受け、**特別市に公安委員会及び警察本部を設置**することが前提になると考えています。
- ▶ ただし、広域犯罪等への対応にも十分に配慮する必要があることから、公安委員会や警察本部の共同設置を含め、道府県と特別市が共同で警察事務を処理することを可能とすることも考えられます。



補足

- 広域犯罪への対応については、現在も都道府県警察間の連携や広域捜査による対応が図られており、特別市に移行した後も同様の対応が行われるものと考えています。
- 都道府県警察が細分化されるに伴い、コストの増加や非効率化が生じる可能性も考えられますが、特別市全体としては、二重行政の解消や行政運営の工夫などにより、コスト削減につながる事が想定されます。
- 特別市が警察事務を担うことにより、市が有する地域安全に関する情報やノウハウ等を活用しやすくなり、治安・防犯対策の強化を図ることが可能となるなど、地域に根差した、より一層のきめ細やかな対応が期待されます。

コラム 住民目線から見た特別市の必要性

川崎市では、特別市制度の早期実現に向けて、住民の代表である川崎市議会における決議に加え、住民組織の代表である川崎市全町内会連合会からも要望をいただいています。

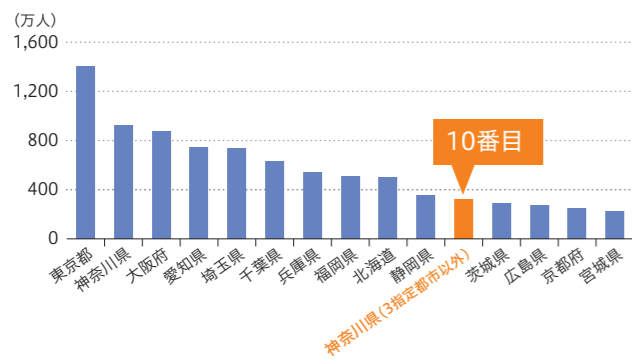


川崎市議会
※写真は、令和7(2025)年第2回定例会の様子



川崎市全町内会連合会による要望
(令和5(2023)年9月)

コラム 神奈川県は指定都市を除いても全国上位



出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(令和7年1月1日現在)」をもとに作成

神奈川県は、現在でも全国で2番目の人口規模を有する県であり、川崎市・横浜市・相模原市の3指定都市の人口を除いた場合でも、47都道府県の中で上位に入る人口規模を有しています。

都道府県	人口
静岡県	約358万人
神奈川県(3指定都市を除いた場合)	約320万人
茨城県	約285万人

8 特別市に関するQ&A

特別市に関してよくある質問について、お答えします。

Q1 二重行政の問題は道府県と指定都市との間で一つ一つの権限移譲を進めればよく、大都市制度の改革まで行う必要はないのでしょうか。

A1 現在も、県との調整会議等の機会を活用し、市民サービスの更なる向上に資する事務について、協議に基づく権限移譲を進めています。

しかし、個別の権限移譲については、財政面の協議や関連する制度との調整など、実現までに多くの時間を要します。また、事務権限の内容によっては関連する制度の法改正が必要となる場合もあり、市と県の協議のみでは実現できないこともあります。

このため、法制化された特別市制度の下で、財源や関連する制度と併せ、**市域内の全ての事務権限について一括して移譲を受けることが、地域課題への迅速かつ的確な対応につながる**と考えています。



川崎市神奈川県調整会議(令和2(2020)年11月)
※この会議をもとに協議を開始し、令和7(2025)年4月にコンビナート地域の高圧ガス保安法の許認可権限が川崎市に移譲されました(協議期間 約4年半)。

ポイント 特別市は、二重行政の解消のみを目的とする制度ではなく、人口減少時代における日本全体の危機的状況を踏まえ、持続可能な社会の構築や我が国全体の成長につながる、地方自治制度の再構築を図るために必要な制度であると考えています。特別市と道府県が明確な役割分担の下に、それぞれの役割に注力することで、日本全体における持続可能な行政サービスの提供につながるものと考えています。

Q2 指定都市が特別市へ移行するか否かについて、市民が関わることはできないのでしょうか。

A2 特別市への移行は、市民生活に密接に関わる基礎自治体(市町村)のあり方を変えるものであることから、多くの**市民の方々の意見を伺いながら判断されることが重要**と考えています。

市では、市民の皆様に必要な情報を届けることができるよう、県との協議状況などに応じて随時情報提供を行っていきます。

また、指定都市市長会では、住民の意見を確認する方策として、「**住民投票**」によって、**特別市に移行する市町村の住民の意思を確認する**必要があるとの考え方を示しています。



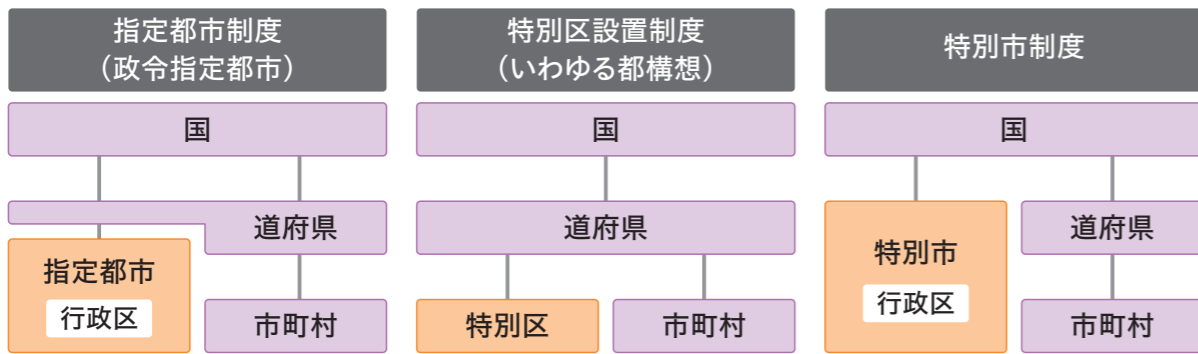
Q3 特別市制度は、都構想とどのような違いがあるのでしょうか。

A3 特別市制度と都構想(特別区設置制度)は、自治体の仕組みを変更し、道府県と市町村という二層構造による二重行政を解消することを目的の一つとしている点で共通していますが、**事務・財源を再編する方向性**には違いがあります。

特別市制度は、市が道府県の区域外となり、これまで道府県が担ってきた事務も含め、市域内で行われている事務を一本化して、市が一元的に担うこととするものです。

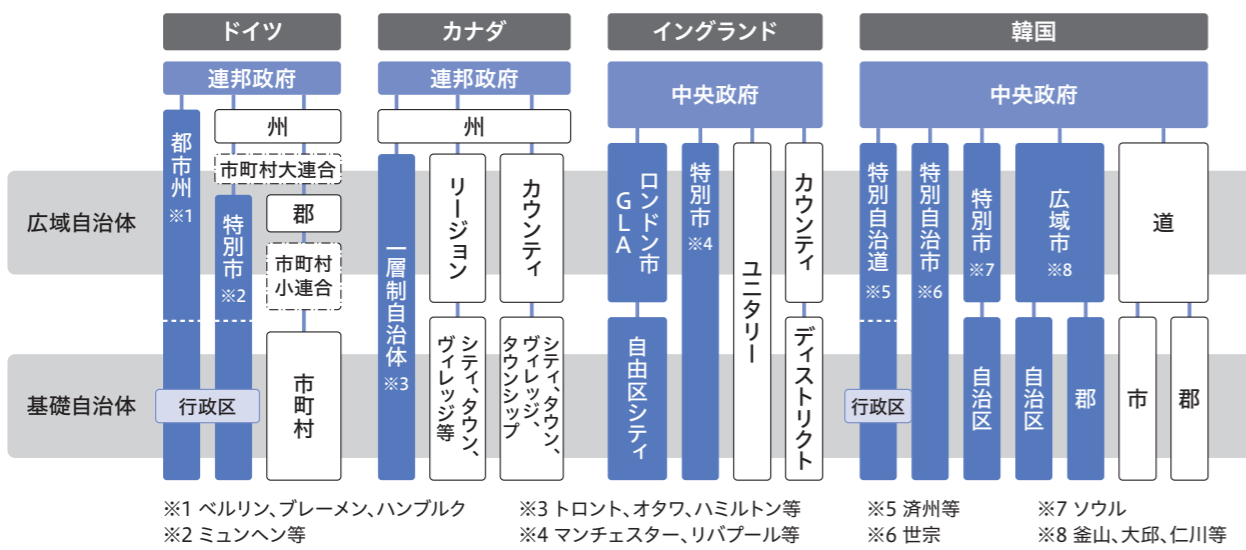
一方、都構想(特別区設置制度)は、関係する市町村を廃止して特別区に再編し、市民に身近な事務は特別区が、広域的な視点で行った方がよい事務は道府県が担うことになるものです。

これからの持続可能な社会の実現に向けては、**それぞれの都市が置かれている地域の実情を踏まえ、ふさわしい大都市制度を選択できるようにすることが重要**と考えています。



コラム 諸外国の大都市制度

諸外国では様々な大都市制度が導入されています。首都以外の都市にも大都市制度が適用される例は多くあります。イングランドにおけるマンチェスター、韓国における釜山など、一層制の自治体は各地域に存在しています。



9 参考資料

川崎市の歩みと大都市制度改革の主な経過

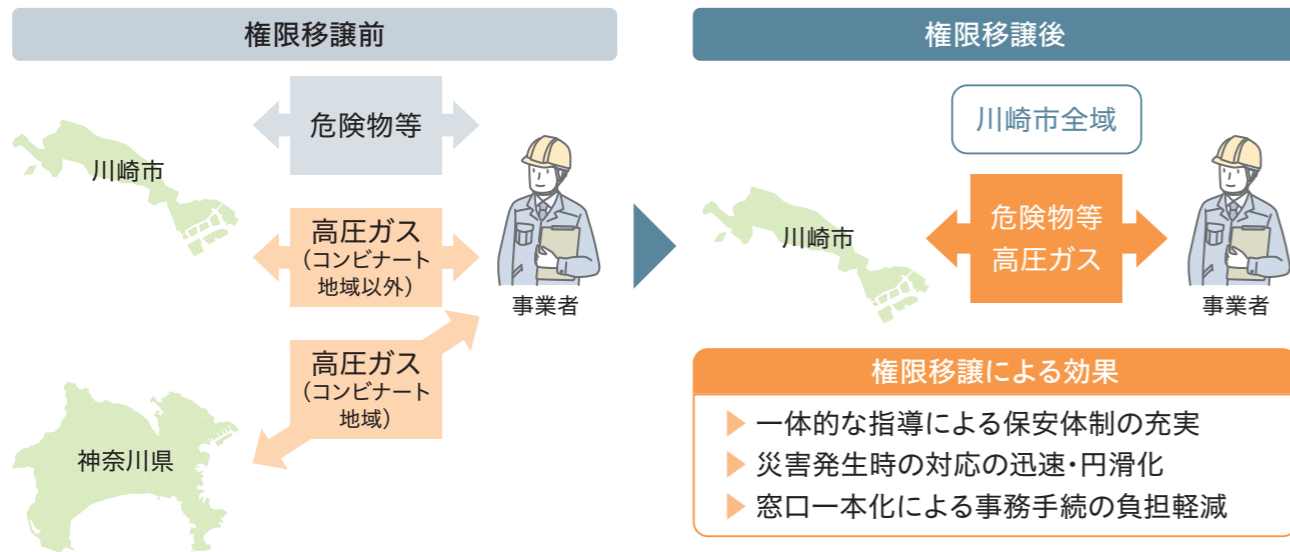
年月	主な出来事
大正13(1924)年 7月	川崎市市制施行(川崎町、御幸村、大師町が合併)
昭和22(1947)年 5月	「地方自治法」施行(特別市制度の創設)
昭和23(1948)年 1月	五大市共同事務所の設置(指定都市市長会事務局の前身)
昭和31(1956)年 6月	「地方自治法」改正(特別市制度の廃止、指定都市制度の創設)
9月	横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市が、指定都市へ移行
昭和47(1972)年 4月	川崎市が、指定都市へ移行(川崎・幸・中原・高津・多摩の5区誕生)
昭和48(1973)年 5月	川崎市の人口が100万人を突破
昭和57(1982)年 7月	川崎市において高津区・多摩区の分区により、宮前区・麻生区が誕生(7区制の成立)
平成 7(1995)年 7月	「地方分権推進法」施行、第1次地方分権改革の開始
平成15(2003)年12月	指定都市市長会の結成
平成19(2007)年 4月	「地方分権改革推進法」施行、第2次地方分権改革の開始
平成22(2010)年 5月	指定都市市長会「新たな大都市制度の創設に関する指定都市の提案」を発表
10月	川崎市「地方分権の推進に関する方針」を策定
平成23(2011)年 8月	第30次地方制度調査会が発足
平成24(2012)年 9月	「大都市地域における特別区の設置に関する法律」公布
平成25(2013)年 6月	第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」
平成29(2017)年 3月	川崎市「新たな地方分権改革の推進に関する方針」を策定
4月	川崎市の人口が150万人を突破
令和 2(2020)年11月	指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」を設置〔令和2(2020)年度～令和3(2021)年度〕 ※川崎市長もプロジェクトメンバーとして参加
令和 3(2021)年 6月	川崎市議会「特別自治市制度の早期実現を求める意見書」を決議し、国へ提出
11月	指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト最終報告」をとりまとめ、公表
令和 4(2022)年 2月	川崎市「新たな地方分権改革の推進に関する方針」を改訂
3月	川崎市議会「特別自治市の早期実現に関する決議」を採択
4月	指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」を新たに開始〔令和4(2022)年度～令和7(2025)年度〕 ※川崎市長が担当市長(プロジェクトリーダー)を務める
5月	「県・横浜・川崎・相模原 四首長懇談会」を開催 持続可能な行政運営に向けた県と指定都市の役割分担について意見交換
7月	川崎・横浜・相模原の三市長が「住民目線から見た『特別市』の法制化の必要性～神奈川から実現する新しい自治のかたち～」を共同発表
令和 5(2023)年 9月	川崎市全町内会連合会『特別市』の早期実現に向けた要望書にて川崎市長へ要望
令和 6(2024)年 9月	川崎・横浜・相模原「県内三政令市市長・正副議長懇談会」を開催し、共同メッセージを公表
令和 7(2025)年 5月	「指定都市を応援する国会議員の会」の開催(全体会としては約14年振り)
6月	総務省「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ報告書」公表
7月	指定都市市長会「人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言」を策定し、公表
8月	川崎・横浜・相模原「県内三政令市市長・正副議長懇談会」を開催し、共同要請をとりまとめ
11月	指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト報告書」をとりまとめ、公表
令和 8(2026)年 1月	第34次地方制度調査会が発足

権限移譲や広域連携の推進による効果事例

一体的な指導で安全安心のまちづくり

権限移譲

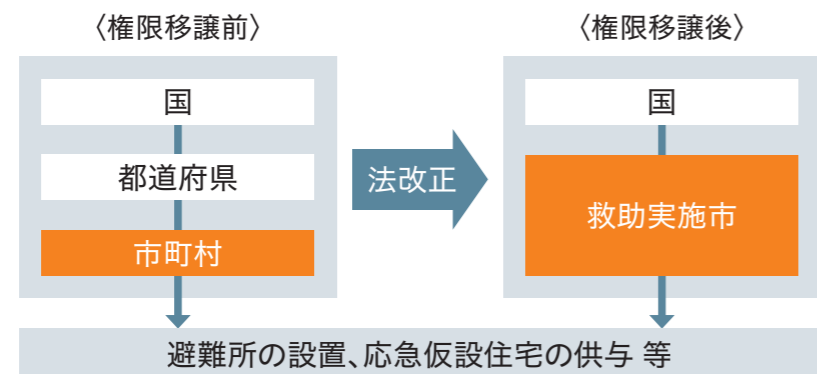
- 危険物に係る消防法の事務等は、川崎市内の全ての地域において、川崎市が所管しています。
- 一方で、高圧ガスの製造許可等の高圧ガス保安法の事務は、これまでコンビナート地域のみ神奈川県が所管し、コンビナート地域以外は川崎市が所管していました。
- 約4年半にわたる神奈川県との協議を経て、令和7(2025)年4月から川崎市内の全ての地域で、川崎市が高圧ガス保安法の事務を所管することになりました。
- この事務・権限の移譲が実現したことで、危険物等と高圧ガスの窓口が一本化され、事業者の事務負担が低減されたほか、消防行政を担う川崎市による一体的な指導が可能となり、保安体制の充実が図られるとともに、災害発生時にも迅速かつ円滑な対応ができるようになりました。



災害時、1日でも早く安全安心を

権限移譲

- 災害時の応急仮設住宅の供与などの事務は、都道府県が担っていましたが、阪神・淡路大震災や東日本大震災、熊本地震の発生時には府県と市の調整に時間がかかり、整備が遅れるなどの状況がありました。
- 平成31(2019)年4月に災害救助法が改正され、指定都市の中で救助実施市に指定された市は、自らの事務として被災者の救助を行うことが可能になりました。
- 川崎市は、平成31(2019)年4月に救助実施市の指定を受け、避難所の設置や応急仮設住宅の供与を市の判断で行うことができるようになりました。



次世代エネルギーでクリーンで豊かなまちへ

広域連携

- 水素等の次世代エネルギーの利活用拡大に向けて、隣接自治体と連携協定を締結し、取組を進めています。



水素利活用拡大のイメージ

期待される効果

- ▶ 国際的な産業競争力の維持・強化
- ▶ 我が国のエネルギーの安定供給の実現
- ▶ 首都圏のカーボンニュートラル化

横浜市との連携



横浜市と協定を締結

川崎・横浜臨海部において、水素等の連携・協力の利活用拡大に向けた取組を実施

大田区・東京都との連携



大田区・東京都と協定を締結

空港臨海エリアにおいて水素等の供給体制の構築や水素需要の拡大に関する調査や広報・普及啓発等を連携・協力して実施

その他の川崎市の主な広域連携の事例

- | | |
|--|--|
| <p>事例 1 子育て・保育</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 待機児童対策のための保育所の相互利用等 ● 病児・病後児保育施設の相互利用 | <p>事例 5 まちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 広域的な道路整備に関する活動 ● 多摩川の整備促進に向けた協議会での活動 |
| <p>事例 2 医療・福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 盲ろう者通訳・介助員養成派遣及び要請 | <p>事例 6 防災・減災、災害対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時相互応援 ● 非常時における水道の相互融通 |
| <p>事例 3 教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 図書館の相互利用 | <p>事例 7 環境対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 太陽光発電の普及拡大 |
| <p>事例 4 観光・産業振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 工場夜景の魅力発信に向けた協議会での活動 ● 京浜港の国際競争力強化 | <p>事例 8 デジタル化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電子行政サービスの充実等に向けた協議会への参加 |

コラム 首都圏における広域連携の枠組み

- 九都県市首脳会議
九都県市(埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉県・さいたま市・相模原市)の知事及び市長が、共有する膨大な地域活力を生かし、環境問題や防災・危機管理対策等の広域的課題に共同して取り組んでいます。
- 8市連携市長会議
横浜市・川崎市・横須賀市・鎌倉市・藤沢市・逗子市・大和市・町田市が、基礎自治体ならではの視点から、水平・対等な関係で、圏域全体の行政サービスの維持・向上や持続可能な成長・発展等を目指すため、専門人材の育成・確保や災害廃棄物処理の相互支援など連携して取組を進めています。



第88回 九都県市首脳会議 (令和7(2025)年10月)

＼ 特別市の最新情報はこちら ＼

■ 川崎市ホームページ
特別市(特別自治市)について



■ 指定都市市長会ホームページ
政策提言プロジェクト

